

[事案 2022-293] 新契約取消請求

・令和5年10月25日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の虚偽説明を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年8月に契約した終身保険について、募集人から元本保証（中途解約時にも、既払込保険料以上の解約返戻金が支払われること）がある等の説明を受けたが、契約が失効により解約されても既払込保険料を下回る金額しか返還されなかったため、契約を取り消して、既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、当時の一般的な募集態様からして、商品概要、設計書、注意喚起情報の説明において、中途解約をした場合のデメリットを説明した。
- (2) 申込書において、設計書および注意喚起情報を受領し、重要事項について説明を受けた旨の申立人の押印がなされている。
- (3) 中途解約のデメリットは意向確認書にも記載されており、申立人は意向確認書の内容を確認した旨の署名をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の虚偽説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。